

# 農地を貸したいとお考えの方!!



農地中間管理機構

「お得・安心」な制度を活用しましょう!

## 大変お得です!

### ○ 2.5万円 / 10aの協力金が受け取れます。

- ① **交付対象者**: 機構に農地を貸し付けることにより経営転換又はリタイアする農業者
  - ② **交付要件**: 所有する全農地(10a未満の自作地を除く)を10年以上機構に貸し付けること
  - ③ **交付単価**: 2.5万円 / 10a (ただし、下限10万円、上限70万円)
- ※ 遊休農地の所有者でも、所有する全ての遊休農地について、機構への貸付け意思を表明することで、遊休農地を除く農地が協力金の交付対象となります。

### ○ 固定資産税が1 / 2に軽減されます。

- ① **対象者**: 所有する全農地(10a未満の自作地を除く)を、新たに、まとめて、機構に10年以上貸し付けた農業者
  - ② **軽減期間**: 機構への貸付期間が10年以上で3年間、15年以上で5年間
- ※ 平成28年度の協力金の受給者のうち、約97%の1,579人(対象面積1,347ha)がこの軽減措置の適用を受けました。

## とても安心です!

### 納税猶予が継続されます。

- 機構に貸付けを行った場合でも、相続税や贈与税の納税猶予が継続されます。ただし、税務署への届出が必要となります。

### 賃料が確実に支払われます。

- 受け手からの賃料の徴収は機構が行います。
- 不作の年でも、毎年決まった時期に、機構が確実に賃料を支払います。

### 契約期間の終了時に農地は確実に戻ります。



詳しくはお近くの市町村、農業委員会、JAなどにお問い合わせください。

公益社団法人新潟県農林公社(新潟県農地中間管理機構)  
☎025-285-8442 【ホームページ】<http://www.nochibank-niigata.com/>  
新潟県農林水産部地域農政推進課